

申請にあたって

なりわい補助金申請書作成のポイント

- ✓ 令和6年能登半島地震で、損壊・使用困難となった**建物・設備を復旧する申請内容**となっているか
- ✓ 補助金交付申請用チェックリストに沿って、**提出書類に不備はないか**
- ✓ **申請金額・対象経費**は提出書類全般で**一致しているか**
- ✓ 地震災害により施設・設備が**どのような被害を受けたのか、それらをどのように修繕し、どれくらいの費用がかかるのか**を簡潔に

申請パターンまとめ

原状回復：修繕が可能な場合は原則、従前**施設・設備**の修繕
 修繕が困難である場合は、**建替**や**入替**が可能
 →この場合の原状回復とは、従前の施設・設備と比べて、規模や機能、性能が同等以下

01

施設復旧

- 修繕
- 建替

- 元の場所
- 移転する

被災した施設であることが前提

大規模半壊以上(※) or 建替費 < 修理費
 ※修繕費用を上限として、建替も可
 (実際に行う工事と別に、修繕工事の見積書必要)

上記に加え、他律的要因(液状化等)

原状回復と異なる復旧も○

防災・減災のための改良(補強)

性能向上に資する機能付加・拡充

02

設備復旧

- 修繕
- 入替

- 同一設備
- 同一設備×

被災した設備であることが前提

修理不能の証明 or 入替費 < 修理費
 ※修理費用を上限として、同等以上の設備への入替も可
 (実際に行う工事と別に、修理工事の見積書必要)

設備比較を行い、同等以下の設備に入替
 ※修理費用を上限として、同等以上の設備への入替も可
 (実際に行う工事と別に、修理工事の見積書必要)

実際に行う工事等とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要
 = 少なくとも見積書 2 × 2 の 4 者必要

03

新分野

従来と異なる事業への転換

- 新たな施設建替
- 新たな設備導入

新事業のための施設であるか

新事業のために設備であるか

実際に行う工事等とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要
 = 少なくとも見積書 2 × 2 の 4 者必要

※施設・設備の復旧に代えて、新分野事業を行うもの
 ※新分野事業については、原状復旧にかかる費用・新分野事業にかかる費用のいずれか低い方が補助上限となる。